

## 紙上労働相談

「懲戒処分をルールを理解しよう」

（質問）私は正社員として働いています。直属の上司は、誤字などのミスを見つけたたびに「このようなミスが重なると懲戒解雇になるぞ」と注意してきます。懲戒解雇は、よほどの悪事を起こさない限り受けることがないと思うのですが、いかがでしょうか。

（回答）懲戒解雇は、重大な企業秩序に反する行為を犯したことの処分として行われる解雇であり、制裁罰である懲戒処分の中で最も重い処分です。この場合、退職金の不支給など、当該労働者に不利益な取扱いを伴うことが多くあります。懲戒解雇を含む懲戒処分については、労働契約法で効力規定が定められています。「労働契約法第15条」。また懲戒処分は、労働者に対する制裁罰であることから、使用者は、就業規則等においてその種類や程度を定めなければならないなりません。懲戒解雇であっても、労働基準法に定められている解雇の手続きが必要で、労働者に重大な責任があるとして解雇の手続きを省略する場合、使用者はあらかじめ労働基準監督署長の認定（除外認定）を受けなければなりません。